○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名一三一七、字上喜来六九八の四、六九八の六、字小谷四六七の三、四七一の三、五〇五の一、字坂根二の二、一九五、字下竹七一の一（次の図に示す部分に限る。）、七一の二、字白石一一〇九の一、一一〇九の二、一一一〇、一一一六、字日開野九九の二、一〇四、一〇六の二、一〇七、一〇八の一、一一〇（次の図に示す部分に限る。）、一一二、一一五、一一六の一、一一七（次の図に示す部分に限る。）、一三四、五九〇、五九三、五九五の一（次の図に示す部分に限る。）、六〇四の二、六〇五の一、六〇七の一、字日谷尾六二〇の一、字東毛田一二三の二、一二六、一三一、一五二、一七一、字平良石一二一〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名一三一七（次の図に示す部分に限る。）、字上喜来六九八の四、六九八の六、字小谷四六七の三、四七一の三、五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、字坂根二の二、一九五、字下竹七一の一、七一の二、字白石一一〇九の一、一一〇九の二、一一一〇、一一一六、字日開野九九の二・一〇四・一〇六の二・一〇七・一〇八の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇、一一二・一一五・一一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七、一三四、五九〇、五九三（次の図に示す部分に限る。）、五九五の一、六〇四の二、六〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、六〇七の一、字日谷尾六二〇の一・字東毛田一二三の二・一二六・一三一・一五二・一七一・字平良石一二一〇の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷落合四八五の二、四八六の二、一三七の二、一三八の一、東祖谷菅生二〇五の五、二〇五の七、二〇五の九、二〇五の二〇から二〇五の二二まで、二〇五の二四から二〇五の三四まで、二〇五の三六、二〇五の三八から二〇五の四〇まで、二〇五の四二から二〇五の四五まで、四四一の一、五六五、六四九の一、六四九の二、六五〇の二、東祖谷釣井三三五の二、三三五の五、東祖谷西山五四三の一、六一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷落合四八五の二・四八六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東祖谷栗枝渡二四一の一、二四七、二五二の一、二五三の二、二五六の六から二五六の九まで、二五七の一、二五七の三、二五八の一、東祖谷古味五一の二、六六の四、六六の七、七六の四、八一の一、八一の二、八四の一、八五、八八の二、八九の三から八九の五まで、八九の七から八九の九まで、九〇の二、九四の一、九四の九、東祖谷下瀬一三五の二、一三六の二、一三七の二、一三八の一、東祖谷菅生二〇五の五、二〇五の七、二〇五の九、二〇五の二〇から二〇五の二二まで、二〇五の二四から二〇五の三四まで、二〇五の三六、二〇五の三八から二〇五の四〇まで、二〇五の四二から二〇五の四五まで、四四一の一、五六五、六四九の一、六四九の二、六五〇の二、東祖谷釣井三三五の二、三三五の五、東祖谷西山五四三の一、六一六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿波町大久保一三の二、阿波町北正広九一から九四まで、阿波町真重二六九の二、阿波町天西山九、一六、三六の一、三六の二、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四、四五の一、四五の二、四六の一から四六の四まで、四七の一から四七の三まで、四八の一から四八の三まで、四九の一から四九の三まで、一七から一二六まで、一二八、一九二の一、一九二の二、一九三の一、一九三の二、一九四、一九五の一、一九五の二、二一〇の一から二一〇の四まで、阿波町北山五一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿波町大久保一三の二、阿波町北正広九一から九四まで、阿波町真重二六九の二、阿波町天西山九、一六、阿波町北山五一四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字石木六六六の九三、六六六の九七、六六六の九八、字内野三九〇から三九四まで、三九四の二、三九五から三九七まで、字貞安四四一の三から四四一の九まで、四四一の一、字滝久保三一三、三四〇の一九から三四〇の二二まで、三九九、四〇一の二四、四〇三の二三（次の図に示す部分に限る。）、四〇三の二四から四〇三の三四まで、四〇三の三六から四〇三の三九まで、四〇三の四〇（次の図に示す部分に限る。）、四〇四の六五、四〇四の六七から四〇四の七〇まで、字増川五六〇の四の三四から五六〇の四の三七まで、六三九の四の一、六三九の四の二、六三九の四の一七から六三九の四の一九まで、六三九の五の一一五、六三九の五の一一六、九一二の一、九一二の二、九一二の四、足代字ハデノ浦四三三から四三四〇まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）